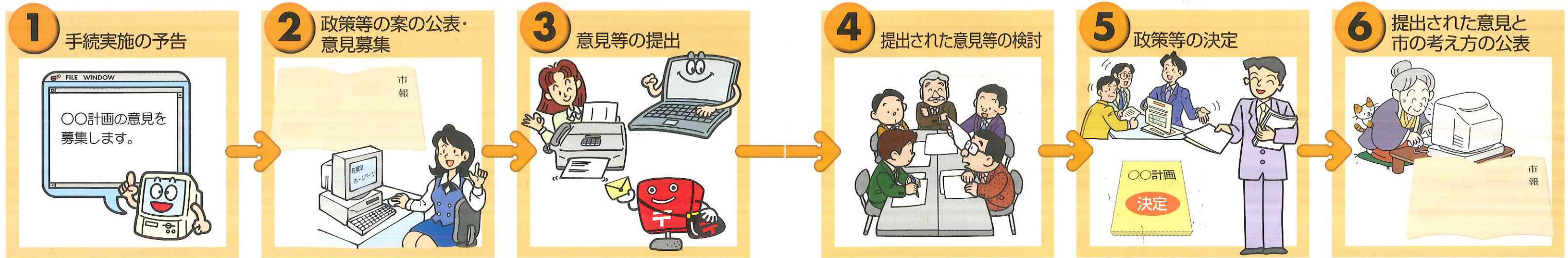


パブリックコメント手続きとは

市の基本的な政策等を策定する際に、事前にその案を公表し、市民の皆さんからご意見を求め、寄せられた意見を参考に政策等を決定するとともに、皆さんから寄せられたご意見の概要と市の考え方を公表する制度です



今後、この制度を適用する場合は、このマークを記しますので、積極的にご意見をお寄せください、お待ちしております。



Question 1

対象となる政策等(計画、条例)とは？

Answer 1

次のようなものが対象となります。

- 1 総合計画等の市の基本的政策を定める計画、個別行政分野において広く市民生活に影響を与える施策の基本方針、その他の市の基本的な事項を定める計画の策定又は改定
- 2 広く市民等に義務を課したり、又は権利を制限することを内容とする条例(市税の賦課徴収並びに分担金、使用料及び手数料の徴収に関するものを除く。)の制定、又は改廃に係る案の策定
- 3 市の基本的な制度を定める条例又は市民生活若しくは事業活動に直接かつ重大な影響を与える条例の制定又は改廃に係る案の策定
- 4 広く市民等の公共の用に供される施設の建設に係る基本的な計画の策定又は改定
- 5 パブリックコメント手続を実施することが適当であると実施機関が認めたもの

Question 2

意見等は誰でも提出できますか？

Answer 2

どなたでも提出できます。
多様なご意見をいただくために、提出していただく方に制限は設けていません。

Question 3

対象となる政策等以外でも、市政に対して意見を提出することができますか？

Answer 3

提出することができます。
本市では、常時市政に対するご意見を募集しています。
提出いただいたご意見は、全て市長が目を通し、市政運営の参考にさせていただきます。

【提出方法】
提言箱(市役所、公民館等25か所)、
電子提言箱(市のホームページ)、
郵送、FAX等

● どういった案件の意見募集が実施されているか、知るためにはどうすればいいですか？

意見募集を行なう場合は、市報に案件名、政策等の概要、募集期間等を掲載するとともに、市のホームページにパブリックコメント制度の実施状況を一覧表にして掲載していますのでご覧ください。
また、情報公開コーナー(市役所1階)と秘書課(市役所2階)で、閲覧できます。

● 政策等の内容を見るためには、どうすればいいですか？

次の方法で公表します。

- ①市のホームページへの掲載
- ②政策等の担当課、情報公開コーナーでの閲覧・配布
- ③市報(概要と資料等の入手先)への掲載

● 意見はどのように提出すればいいのですか？

次の方法で提出できます。

- ①政策等の担当課に書面での提出
- ②郵送
- ③ファクシミリ
- ④電子メール

原則として住所、氏名、電話番号を記載してください。(提出様式は特に定めていません。)

● 意見の概要と意見に対する市の考え方を公表するとのことですが、どういう方法で公表するのですか？

次の方法で公表します。

- ①市のホームページへの掲載
- ②政策等の担当課、情報公開コーナーでの閲覧・配布
- ③市報への掲載

また、意見を提出された方に対しては、個別に回答します。

お問い合わせ先 佐賀市 秘書課 広聴係

〒840-8501 佐賀市栄町1番1号
Tel 0952-40-7024 fax 0952-24-3463
E-mail hisho@city.saga.saga.jp